

和歌山県立医科大学学則

制 定 平成18年4月1日和医大規則第1号
最終改正 令和3年3月29日和医大規則第20号

第1章 総則

(目的)

第1条 和歌山県立医科大学（以下「本学」という。）は、教育基本法（昭和22年法律第22号）に則り、学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める大学として、医学、保健看護学及び薬学に関する基礎的、総合的な知識と高度で専門的な学術を教授、研究するとともに、豊かな人間性と高邁な倫理観に富む資質の高い人材を育成することにより、和歌山県の医療・保健の充実を図り、もって文化の進展と人類の健康福祉の向上に寄与することを目的とする。

(自己点検評価)

第2条 本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 本学は、教育研究等の点検及び評価の結果について、本学関係者以外の者による検証を行うものとする。

3 前2項に関し必要な事項は、別に定める。

(学部及び学科並びに医学部の大講座及び講座)

第3条 本学に、医学部医学科、保健看護学部保健看護学科及び薬学部薬学科を置く。

2 医学部医学科に別表に掲げる大講座及び講座を置く。

(専攻科)

第3条の2 本学に専攻科を置く。

2 専攻科に関する事項は、別に定める。

(大学院)

第4条 本学に設置する大学院の組織、修学等に関し必要な事項は別に定める。

(学生定員)

第5条 各学部の学生（研究生、聴講生、特別聴講学生、科目等履修生及び外国人留学生を除く。）の定員は、次のとおりとする。

学 科	入学定員	収容定員
医 学 部	90人	540人
保健看護学部	80人	320人
薬 学 部	100人	600人

(職員組織)

第6条 本学に置く教員及び職員は、別に定める。

第2章 修業年限及び在学期間

(修業年限)

第7条 本学の修業年限は、医学部及び薬学部にあつては6年とし、保健看護学部にあつては4年とする。

(在学期間)

第8条 医学部の在学期間は、12年を超えることはできない。

2 前項の場合において、第1学年から第4学年までの区分につきそれぞれ2年及び第5学年から第6学年までの区分につき4年を超えて在学することができない。ただし、やむを得ない事情がある場合には、この限りではない。

3 前2項の在学期間の計算に当たっては、再入学した者にあつては本学に在学した期間、

- 転入学した者にあつては転入学前における当該大学の在学期間を通算するものとする。
- 4 保健看護学部の在学期間は、8年を超えることはできない。
 - 5 前項の規定にかかわらず、再入学及び転入学した者は、学長が教授会の審議を経て定めた在学年限の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。
 - 6 薬学部の在学期間は、12年を超えることはできない。
 - 7 前項の場合において、第1学年から第3学年までの区分につきそれぞれ2年及び第4学年から第6学年までの区分につき6年を超えて在学することができない。ただし、やむを得ない事情がある場合には、この限りではない。
 - 8 前2項の在学期間の計算に当たっては、再入学した者にあつては本学に在学した期間、転入学した者にあつては転入学前における当該大学の在学期間を通算するものとする。

第3章 学年、学期及び休業日

(学年)

第9条 本学の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第10条 学期は、前期及び後期の二期制とする。

- 2 前期は4月1日から9月30日まで、後期は10月1日から翌年3月31日までとする。

(休業日)

第11条 本学の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - (3) 開学記念日 2月20日
 - (4) 学年末休業日 3月25日から3月31日まで
 - (5) 春期休業日 4月1日から4月10日まで
 - (6) 夏期休業日 7月18日から9月3日まで
 - (7) 冬期休業日 12月25日から翌年1月7日まで
- 2 学長は、必要があると認めるときは、前項第3号から第7号までに掲げる休業日を変更し、又は前項に掲げる休業日以外の日を臨時に休業日とすることができる。

第4章 授業科目及び履修方法等

(授業科目)

第12条 学部に置く授業科目は、別に定める。

- 2 学長は、前項に定めるもののほか、教育上必要と認める授業科目を当該各学部教授会の審議を経て設けることができる。

(授業の方法)

第12条の2 授業は、講義、演習、実験、実習又は実技のいずれか又はこれらの併用により行うものとする。

- 2 前項の授業は、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

(授業科目の期別配分)

第13条 第12条の授業科目の期別配分は、当該各学部教授会の審議を経て学長が別に定める。

(授業科目の履修)

第14条 授業科目の履修は、当該各学部教授会の審議を経て学長が別に定める。

(単位の授与、授業科目修了の認定及び進級の認定)

第15条 単位の授与及び授業科目修了の認定は、試験その他の審査により担当の教員が行う。

- 2 前項の試験その他による審査は、当該授業科目を履修した者でなければ受けることができない。
- 3 進級の認定は、医学部にあつては第1学年修了時、第2学年修了時、第3学年修了時及び第4学年修了時に、保健看護学部にあつては第1学年修了時及び第2学年修了時に、薬学部にあつては第1学年修了時、第2学年修了時及び第3学年修了時に当該各学部教

授会教授会の審議を経て学長が行う。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第16条 学長は、教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学（以下「大学等」という。）との協定に基づき、学生が他の大学等において履修した授業科目について修得した単位を、当該各学部教授会の審議を経て本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得した単位の取扱いは、別に定める。

(大学等以外の教育施設等における学修)

第17条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、当該各学部教授会の審議を経て本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項の規定により修得した単位の取扱いは、別に定める。

(入学前の既修得単位等の認定)

第18条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学等において履修した授業科目について修得した単位を、当該各学部教授会の審議を経て入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、当該各学部教授会の審議を経て本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項の規定により修得した単位の取扱いは、別に定める。

(試験の種類)

第19条 各授業科目の試験は、定期試験、追試験及び再試験とし、追試験は定期試験を受けなかった者に対して行うものとし、再試験は試験に不合格となった者に対して行うものとする。

2 前項に規定する試験のほか、授業科目担当教員は必要と認めるときは、随時に試験を行うことができるものとする。

(学位記の授与)

第20条 学長は、医学部において、6年以上在学し、所定の授業科目の単位を修得した者に対し、学士（医学）の学位記（別記第1号様式）を授与する。

2 学長は、保健看護学部において、4年以上在学し、所定の授業科目の単位を修得した者に対し、学士（保健看護学）の学位記（別記第2号様式）を授与する。

3 学長は、薬学部において、6年以上在学し、所定の授業科目の単位を修得した者に対し、学士（薬学）の学位記（別記第3号様式）を授与する。

第5章 入学

(入学の時期)

第21条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第22条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）

(3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 文部科学大臣の指定した者

(6) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者

(7) その他相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

(入学志願の手続)

第23条 本学に入学を志願する者は、所定の期日までに、入学願書に検定料及び別に定め

る書類を添えてこれを学長に提出しなければならない。

(入学者の選考)

第24条 前条により本学に入学を志願する者に対しては、学長の定めるところにより選考を行う。

2 選考に関し必要な事項は、別に定める。

(入学の手續及び入学許可)

第25条 前条の規定による選考の結果に基づき、合格の通知を受けた者は、入学に際して、学長の定めるところにより宣誓するとともに、指定する期日までに、保証人を定め、在学誓約書(別記第4号様式)に所定の入学金を添えて提出しなければならない。

2 前項の保証人は、2人とし、いずれも成年者であって独立して生計を営む者でなければならない。

3 前2項の入学手續を完了した者(入学金の免除申請中の者及び徴収猶予申請中の者を含む。)に入学を許可する。

4 正当な理由がなく第1項及び第2項に規定する手續をしない者に対しては、入学を許可しないものとする。

(編入学、転入学及び再入学)

第26条 次の各号のいずれかに該当する者で、本学の医学部への入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、相当の学年に入学を許可することがある。

(1) 他の大学において、医学進学課程又はそれに相当する課程を修了した者及び文部科学大臣の指定した者で編入学を志願するもの

(2) 他の大学の医学部医学科に在学中の者で、当該大学長の許可を受けて専門課程に転入学を志願するもの

(3) 本学の医学部を退学した者で再入学を志願するもの

2 次の各号のいずれかに該当する者で、本学の保健看護学部への入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、相当の学年に入学を許可することがある。

(1) 保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第21条第1号の規定により文部科学大臣の指定した学校のうち短期大学を卒業し編入学を志願するもの

(2) 保健師助産師看護師法第21条第1号の規定により文部科学大臣の指定した学校のうち専修学校の専門課程を修了(第24条に規定する者に限る。)し編入学を志願するもの

(3) 保健師助産師看護師法第21条第2号の規定により厚生労働大臣の指定した看護師養成所のうち専修学校の専門課程(保健師助産師看護師学校養成所指定規則(昭和26年文部・厚生省令第1号)第4条第1項に規定する指定基準により指定したものに限る。)を修了(第24条に規定する者に限る。)し編入学を志願するもの

(4) 他の大学の看護に係る学科に在籍中の者で、当該大学長の許可を受けて転入学を志願するもの

(5) 本学の保健看護学部を退学した者で再入学を志願するもの

3 次の各号のいずれかに該当する者で、本学の薬学部への入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、相当の学年に入学を許可することがある。

(1) 他の大学において、薬学進学課程又はそれに相当する課程を修了した者及び文部科学大臣の指定した者で編入学を志願するもの

(2) 他の大学の薬学に係る学科に在籍中の者で、当該大学長の許可を受けて転入学を志願するもの

(3) 本学の薬学部を退学した者で再入学を志願するもの

4 前3項の入学許可に関し必要な事項は、別に定める。

第6章 休学、復学、転学、留学、退学及び除籍

(休学及び復学)

第27条 病気その他やむを得ない理由により引き続き3箇月以上修学することができない者は、学長の許可を受けて休学することができる。

2 前項の許可を受けようとする者は、保証人と連署した休学願を学長に提出しなければならない。

3 学長は、病気その他の事由により修学することが不相当と認められる者に対し、休学を命ずることができる。

- 4 休学は、1年を超えることができない。ただし、特別の事情がある場合において学長の許可を受けたときは、この限りでない。
- 5 休学した期間は、在学期間に算入しない。
- 6 休学の事由が消滅したときは、学長に復学を願い出てその許可を受けなければならない。

(転学)

第28条 他の大学に転学しようとする者は、その理由を記載した書類に保証人と連署し、これを学長に提出してその許可を受けなければならない。

(留学)

第29条 学部において、教育上有益と認めるときは、学生が外国の大学又は短期大学に留学することを認めることができる。

(退学)

第30条 病気その他の理由により、退学しようとする者は、その理由を記載した書類に保証人と連署し、これを学長に提出してその許可を受けなければならない。

(除籍)

第31条 学長は、次の各号のいずれかに該当する者があるときは、当該各学部教授会及び教育研究審議会の審議を経て除籍することができる。

- (1) 第8条第1項若しくは第2項又は同条第4項若しくは第5項に規定する在学期間を超えた者
- (2) 第49条第2項に規定する納付命令に応じない者
- (3) 入学金の免除若しくは徴収猶予を不承認とされた者又は一部の免除を承認された者であって、その納付すべき入学金を学長が指定する日までに納付しない者
- (4) 病気その他の理由により、成業の見込みがない者

第7章 研究生、研修生、聴講生、特別聴講学生、科目等履修生及び外国人留学生

(研究生)

第32条 学長は、保健看護学部又は薬学部において保健看護学又は薬学に関する特定の専門事項について研究しようとする者に対し、当該各学部教授会の審議を経て研究生として入学を許可することができる。

(入学資格)

第33条 保健看護学部の研究生として本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 保健師助産師看護師法第21条第1号の規定により文部科学大臣の指定した学校のうち大学を卒業した者
 - (2) 前号以外の大学を卒業した者
 - (3) 前2号に掲げる者と同等以上の学力がある者
- 2 薬学部の研究生として本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。
- (1) 大学の薬学部を卒業した者
 - (2) 前号以外の大学を卒業した者
 - (3) 前2号に掲げる者と同等以上の学力がある者

(入学手続)

第34条 第32条の許可を受けようとする者は、研究科目を記載した入学願書に履歴書及び最終学校卒業証明書を添えてこれを学長に提出しなければならない。

(研究生の在学期間)

第35条 研究生の在学期間は、1年とする。ただし、学長の許可を得てその期間を延長することができる。

(研修生)

第36条 学長は、医学部において医学に関する専門知識及び医療技術を修得しようとする者に対し、教授会の審議を経て研修生として入学を許可することができる。

(入学資格)

第37条 医学部の研修生として本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 医科大学又は大学の医学部（旧大学令（大正7年勅令第388号）による医科大学又は大学の医学部を含む。）を卒業した者
- (2) 前号以外の大学を卒業した者
- (3) 医療技術者等の養成を目的とする学校又養成所等を卒業し、当該医療技術等の資格を有する者
- (4) 前3号に掲げる者と同等以上の学力がある者
（入学手続）

第38条 第36条の許可を受けようとする者は、研修科目を記載した入学願書に履歴書及び最終学校卒業証明書を添えてこれを学長に提出しなければならない。

（研修生の在学期間）

第39条 研修生の在学期間は、1年とする。ただし、学長の許可を得てその期間を延長することができる。

（聴講生及び特別聴講学生）

第40条 学長は、本学において一定の講義を聴講しようとする者に対し、当該各学部教授会の審議を経て学生の学習に支障がない限り聴講生としてこれを許可することができる。

2 学長は、他の大学等との協議に基づき当該大学に在学する者を当該各学部教授会の審議を経て本学において特別聴講学生として授業科目を履修させることができる。

3 特別聴講学生には、第15条第1項及び第2項の規定を準用し、単位を与えることができる。

（聴講生及び特別聴講学生の聴講手続）

第41条 前条第1項及び第2項の許可を受けようとする者は、聴講科目を記載した聴講願書に、履歴書及び最終学校卒業証明書を添えて学長に提出しなければならない。

（聴講生及び特別聴講学生の在学期間）

第42条 聴講生及び特別聴講学生の在学期間は、1年以内とする。ただし、学長の許可を得てその期間を延長することができる。

（科目等履修生）

第43条 学長は、保健看護学部又は薬学部において、一又は複数の授業科目を履修しようとする者に対し、当該授業科目の授業に支障がないときに限り、選考の上、当該各学部教授会の審議を経て科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生には、第15条第1項及び第2項の規定を準用し、単位を与えることができる。

3 その他科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

（外国人留学生）

第44条 学長は、外国人で本学に留学を志願する者があるときは、選考の上、教授会の審議を経て入学を許可することができる。

（出願手続）

第45条 本学に外国人留学生として入学を志願する者は、次の各号に掲げる書類に所定の検定料を添えて、これを学長に提出しなければならない。

- (1) 外国人留学生入学願書
- (2) 最終出身学校の卒業証明書及び学業成績証明書
- (3) 履歴書
- (4) 健康診断書
- (5) 出身国の戸籍抄本又はこれに相当する証明書（旅券又は外国人登録証明書を所持する場合は、その写し）
- (6) 出身国政府又は在日出身国公館の発行する身元保証書
- (7) 出身学校長又は所属長の発行する推薦書

（入学資格）

第46条 外国人留学生として本学に入学することのできる者は、入学後に在籍しようとする学生及び研究生の入学資格に準ずるものとする。

（入学手続）

第47条 入学の選考に合格した者は、学長が指定する期日までに所定の入学金を納付するとともに、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第7条の2第1項の規定により交付された在留資格認定証明書の写し及び外国人登録証明書の写しを提出しな

ければならない。

第8章 授業料、入学金及び検定料

(授業料納付の義務並びに授業料、入学金等の額及び納付方法)

第48条 学生、研究生、研修生、聴講生、特別聴講学生及び科目等履修生は、授業料を納めなければならない。

2 授業料、入学金及び検定料の額並びにその納付方法は和歌山県立医科大学における授業料その他の費用に関する規程（以下「費用に関する規程」という。）及びこの学則の定めるところによる。

(授業料の納期等)

第49条 学生の授業料の納期及び額は、別に定める。ただし、学長において事情やむを得ないものと認めた場合は、分納を許可することができる。

2 学長は、別に定める納期内に授業料を納付しない者に対しては、直ちにその旨を当該授業料を納付しない者の保証人に通知するとともに期日を指定して未納授業料の納付を命じなければならない。

(休学中の授業料)

第50条 休学の期間が1学期にわたる場合においては、その期に属する授業料は、徴収しない。ただし、復学したときは、その期に属する授業料を徴収する。

(既納の入学金及び検定料)

第51条 既に納付した入学金及び検定料は、返還しない。ただし、検定料については、費用に関する規程により返還する場合は、この限りでない。

(停学期間の授業料)

第52条 停学期間中の授業料は、徴収する。

(退学等の授業料)

第53条 前期又は後期の途中で退学し、又は除籍された者の当該期分の授業料は、徴収する。

(授業料、入学金の免除及び徴収猶予)

第54条 授業料、入学金の納付が経済的理由により困難であると認められ、かつ、学業優秀と認められる者に対しては、別に定めるところにより、その授業料、入学金を免除又は徴収猶予とすることができる。

第9章 賞罰

(表彰)

第55条 学長は、当該各学部教授会及び教育研究審議会の審議を経て学生のうち、成績が優良で行いが正しく、他の模範とすることができる者を表彰することができる。

(懲戒)

第56条 学長は、学生が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各学部教授会及び教育研究審議会の審議を経て懲戒することができる。

- (1) 学則その他規程に違反した者
- (2) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (3) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (4) 正当の理由がなく出席が常でない者
- (5) 大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

第10章 福利厚生施設

(福利厚生施設)

第57条 本学に、学生の福利厚生施設を設置する。

2 前項の福利厚生施設に関し必要な事項は、別に定める。

第11章 雑則

(管理運営事項)

第58条 この規則に定めるもののほか、本学の管理運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成18年3月31日に和歌山県立医科大学に在学する学生の教育課程その他教育にかかる事項は、本学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第5条の規定にかかわらず、平成20年度から令和8年度までの間における医学部の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

	平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
入学定員	85人	95人	100人	100人	100人	100人	100人	100人
収容定員	385人	420人	460人	500人	540人	580人	595人	600人
	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
入学定員	100人	100人	100人	100人	100人	100人	90人	90人
収容定員	600人	600人	600人	600人	600人	600人	590人	580人
	令和6年度	7年度	8年度					
入学定員	90人	90人	90人					
収容定員	570人	560人	550人					

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成20年3月31日に和歌山県立医科大学に在学する学生の教育課程その他教育にかかる事項は、本学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成21年2月24日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成21年5月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第5条の規定にかかわらず、平成24年度から25年度までの間における保健看護学部の編入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

平成24年度 25年度

編入学定員 4人 4人

収容定員 328人 324人

附 則

(施行期日)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年12月10日和医大規則第5号)

(施行期日)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月29日和医大規則第7号)

(施行期日)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年1月31日和医大規則第3号)

(施行期日)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、令和3年2月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

講座	
名称	数
教養・医学教育大講座	1
解剖学	2
生理学	2
生化学	1
分子遺伝学	1
薬理学	1
病理学	1
微生物学	1
衛生学	1
公衆衛生学	1
法医学	1
内科学	4
腎臓内科学	1
血液内科学	1
脳神経内科学	1
リウマチ・膠原病科学	1
小児科学	1
神経精神医学	1
外科学	2
脳神経外科学	1
整形外科科学	1
形成外科学	1
泌尿器科学	1
産科・婦人科学	1
眼科学	1
耳鼻咽喉科・頭頸部外科学	1
皮膚科学	1
歯科口腔外科学	1
放射線医学	1
リハビリテーション医学	1
救急・集中治療医学	1
麻酔科学	1
人体病理学	1
臨床検査医学	1

別記第1号様式（第20条関係）

	第 号
	学 位 記
大 学	
之 印	(氏名)
	年 月 日生
	本学所定の課程を修めて本学を卒業したことを認め、学士（医学）の学位を授与する。
	年 月 日
	和歌山県立医科大学
	学長（氏名） 印

別記第2号様式（第20条関係）

	第 号
	学 位 記
大 学	
之 印	(氏名)
	年 月 日生
	本学所定の課程を修めて本学を卒業したことを認め、学士（保健看護学）の学位を授与する。
	年 月 日
	和歌山県立医科大学
	学長（氏名） 印

別記第3号様式（第20条関係）

	第 号
	学 位 記
大 学	
之 印	(氏名)
	年 月 日生
	本学所定の課程を修めて本学を卒業したことを認め、学士（薬学）の学位を授与する。
	年 月 日
	和歌山県立医科大学
	学長（氏名） 印

別記第4号様式（第25条関係）

在学誓約書

私は今般貴学へ入学を許可されましたので貴学所定の規則を堅く遵守いたします。

年 月 日

本籍地（都道府県のみ記入）

現住所

本人 氏 名

年 月 日生

上記の者に誓約書のとおり規則を堅く遵守させるとともに在学中のことに関する一切の責任（極度額 円）を私どもが引き受けます。

年 月 日

現住所

本人との続柄

(1) 保証人 氏 名

年 月 日生

現住所

本人との続柄

(2) 保証人 氏 名

年 月 日生

和歌山県立医科大学長 氏 名 様

(注)保証人（1）は学生の親族（父母等）（2）は（1）以外の独立の生計を営む者
極度額は、保証人が保証する金額の上限であり、修業年限に係る授業料に相当する額である。
在学中に授業料の改定が行われた場合は、改定後の年間授業料相当額を適用する。